

関係者各位

京都市都市計画局都市景観部景観政策課
(担当：前田、横川)
075-222-3397

事前協議（景観デザインレビュー）における電子申請の試験導入について（お知らせ）

平素は京都市の景観行政に御協力いただきありがとうございます。

昨今のデジタル技術の発展により、インターネット上で行政手続をすること（以下「電子申請」といいます。）ができる環境が整ってきています。電子申請の導入により、申請者及び市職員双方にとって効率的になることが期待されることから、景観政策課においても電子申請の導入を検討しております。

まずは、事前協議（景観デザインレビュー）にて電子申請を試験的に導入し、課題や改善点を抽出いたしますので、電子申請に御協力の程、宜しく願いいたします。

1 概要

(1) 用いるシステム

京都府・市町村共同窓口サービス（e-TUMO APPLY）

(2) URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281331.html>

京都市情報館：景観デザインレビューHPにて令和7年11月4日に公開します。

(3) 対象となる手続

京都市眺望景観創生条例第15条に基づく事前協議（景観デザインレビュー）

(4) 電子申請を開始する日時

令和7年11月4日（火）10時より

(5) 申請のイメージ

ア システム上で必要事項を入力し、提出書類のデータを添付することで申請できます。

イ 修正事項がある場合は、システム上で通知します。通知内容は、登録いただいたメールアドレスへ通知されます。

ウ 協議書は、システム上でのデータ交付となります。

2 スケジュール

令和7年11月4日	事前協議（景観デザインレビュー）電子申請試験導入	} 電子申請 従来の紙申請 ともに可
令和8年 3月上旬	利用者に向けたアンケート実施	
令和8年 4月上旬	事前協議（景観デザインレビュー）電子申請本格導入	

3 紙申請からの変更点

電子申請の場合は、副本への協議済印の押印及び協議書への京都市長印の押印を省略いたします。

※ 今後変更になる可能性があります。